

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

2023年8月23日

東村山市議会議長 あて

議席番号

24番

質問者

山田 たか子

### 記

#### ・健康で文化的な生活を送ることができる生活保護制度の実現を

地球温暖化が進む中で夏の平均気温は年々高くなり、猛暑日や熱帯夜も増え、今後ともさらなる悪化が懸念される。「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として確立されている生活保護だが、止まらない物価高騰の影響も追い打ちをかけ、利用者のいのちに直結する危うい状態が差し迫っている。市内では、昨年に続き今年も熱中症によりご自宅でお亡くなりになる高齢者も相次ぎ、いのちを守るための緊急対策は急務だ。「人権」に重点をおき、より活用しやすい制度となるように求めたい。

- 1．生活保護利用者への偏見差別がいまだに無くならず、利用したくても利用できない方もいる。現状、生活保護制度への理解と周知にどのような課題があると考えているか。また、「生活保護の申請は権利」「ためらわずにご相談を」とする厚生労働省の姿勢に対する市の見解を伺う。
- 2．熱中症事故を受け、市の見解と、繰り返さないための具体的な対応策を伺う。
- 3．物価や光熱費の高騰が続き、最低限度の生活しか保障されていない利用者にとっては、いのちを削るような日々と想像される。いのちを守るために欠かせないエアコン設置・使用も生活費に大きな負担となっている。この10年間、生活保護基準の引下げが相次いできた。いまこそ基準の引き上げと、夏季加算の創設が急務と考える。基準・加算それぞれに対する市の見解と取組状況を伺う。
- 4．これまで、エアコン購入費が支給された総件数を年度ごとに伺う。また、生活保護制度利用者のうちエアコン未設置世帯数と割合を伺う。
- 5．エアコンは最低生活維持のために必要とされる家具什器にあたるのか。また、エアコン設置のみならず修理費の支給も必要と考える。「生活保護法による保護の実施要領について」第7-4(2)アに該当するものとして支給が可能ではな

いか、見解を伺う。

- 6 . 国民皆保険制度のもとで、制度からはずれるような状況があってはならない。保護制度開始・廃止の際、ご本人に非がなく年金加入が開始後に発覚したり、相続手続き事務に時間を要し、過去にさかのぼって廃止が決定したりする事例を聞く。そのような際に、どのような対応で皆保険を維持されているのか伺う。

#### 7 . 生活保護のしおりについて

イラスト入りでルビを付け、利用者の自尊心を傷つけないよう、被保護者を「利用者」と言い換える等の配慮をする小田原市。しおりの表紙に「すべての人に安心して幸せに暮らす権利があります」と明記し、各種申請書もHPからダウンロードを可能にした国立市のような自治体がある。しおりの見直しにあたり参考にされた自治体名と、見直しの際に重視した点を具体的に伺う。

これまで求めてきた移送費支給について、「わかりやすい表現について研究していく」との答弁をいただいたが、その後の検討状況を伺う。

これまで求めてきた「憲法第25条」生存権の明記についての検討状況を伺う。また、「憲法第13条」個人の尊重・幸福追求権の保障も明記すべきと考えるが、市の見解を伺う。

- 8 . 生活保護は、すべての国民が有する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものである。常に、職員が利用者・市民の権利擁護意識をもち、適切に運営する必要がある。中でも、ケースワーカーは多岐にわたった知識と共に、「人権尊重」の立場で対応にのぞむ重要な役割を担っている。それをしっかり果たしていただくために、ケースワーカーの増員で標準世帯数に見合った人員配置を強く求める。また、職員研修として「人権」や、生活保護行政における「過去の判例」など、弁護士による取組を行っている自治体もあり、参考にすべきと考える。職員体制と研修についてそれぞれ見解を伺う。

- 9 . 私たち日本共産党は、生活保護の権利性を明確にし、人権尊重、偏見差別をなくす観点からも、生活保護法を「生活保障法」とし、受給者・被保護者を「利用者」とするなどの提案をしている。これに対する市の見解を伺う。

#### ・都立高校入試へのスピーキングテストの活用見直しを

受験には公平・公正で、透明性が確保されたテストが求められる、しかし、多くの課題を抱えたまま、2022年度はE S A T - Jが受験に活用された。テスト前から指

摘されていたことが改善されることなく、本番でも多くの受験生への信頼性を損なうような状況があった。それにも関わらず今年度も同様に行われるテストは、今年度で撤退する事業者の「消化試合になりかねない」と危惧されている。受験への活用は見直していただくことを求め、本当に子どもたちにとって必要なことは何か、しっかりと考えていきたい。

1 . 2022 年度の都立高校入試に導入されたスピーキングテストについて  
テストの成果を伺う。

不受験者の点数対応や音漏れ、問題漏えい、結果返却時期などで生じた様々な課題に、次年度で解決される具体的見通しがあれば伺う。

スピーキングテストの不受験者数を伺う。また、不受験により順位が変動する「逆転現象」を確認されているか伺う。

テストの音声開示についての周知と、開示率を伺う。

2 . 外国語授業について

スピーキングテスト結果の活用方法を伺う。(中学校・高校それぞれ)

英語に対する学力や苦手意識の高まりの差が大きくなり、特に中1での二極化の話聞くが、実態はどうなのか。先生方の負担も増えているのではないか。また、現場の声をどのように聞き取られているのか伺う。

スピーキング力の向上は望ましいが、テストを行うことで自然に向上する訳はなく、頭の中の思考・理解などの整理ができなければ言語表現できない。そうした自分の考えを発するための授業時間が不十分と考えるが、いかがか。

3 . 2023 年度のスピーキングテストについて

申込から受験までのスケジュールを伺う。

1 . 2 年生のテスト結果の活用方法を伺う。成績評価に使われるのか。

4 . 2023 年度で、これまでの事業者が撤退となる。さらに新たな課題がうまれる可能性もあり、テストを運営する事業者が短期間で変わることで、入試の安定性に影響が出るのではないか。また、高校入試は中学生にとって大きなテストであり、入試に対して納得感が得られるものとなるとの認識か。公的入試への民間活用のリスクの露呈と考えるが、安定性・納得性について見解を伺う。